

昭和55年7月29日定款一部変更  
昭和58年6月30日定款一部変更  
昭和59年7月4日定款一部変更  
平成3年6月24日定款一部変更  
平成11年7月22日定款一部変更  
平成12年8月16日定款一部変更  
平成21年7月1日定款一部変更  
平成23年5月18日定款一部変更

## 社団法人大阪土地協会定款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本協会は、社団法人大阪土地協会と称し、英文では OSAKA REAL ESTATE ASSOCIATION(略称 OREA)と称する。

#### (事務所)

第2条 本協会は事務所を大阪府中央区北浜東2番13号におく。

#### (目 的)

第3条 本協会は、不動産に関する法制経済等に係る調査研究を行い、並びにその啓蒙普及に関する事業を行なうことにより、不動産業の発展向上に貢献し、もって公共の利益の増進と地域社会の発展に寄与することを目的とするほか、会員の資質の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するために、大阪府下において次の事業を行なう。

- (1)不動産全般に関する法制経済等の研究
- (2)不動産に関する諸統計及び資料の収集並びに作成
- (3)不動産に関する諸調査
- (4)官公庁等に対する建議又は答申
- (5)会報、諸資料等の発行
- (6)講演会、研究会、見学会等の開催
- (7)その他本協会の目的達成のため必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とする。

(1)正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は個人

(2)準会員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は個人で、1年間のみの会員

(3)名誉会員 本協会に特に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

### (会 費)

第6条 正会員及び準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (入 会)

第7条 正会員及び準会員になろうとする者は、会員の紹介により、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項により入会する正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

### (退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

(1)死亡又は解散したとき

(2)会費を1年以上納入しないとき

### (除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは理事会で議決の上、総会に諮り正会員の4分の3以上の議決により除名することができる。

(1)本協会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(2)宅地建物取引業法、又は、その他の法令に違反して爾後、企業姿勢の改善に努めることなく正会員として不適当と認められるとき

2. 理事会は前項の議決をする前に当該会員より事情聴取することを必要とし、同様に、総会でも議決する前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役 員

(種別及び選任)

第 11 条 本協会に、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理 事 15名以上 20名以内  
(理事長、副理事長及び常務理事を含む)
- (5) 監 事 3名

2. 理事及び監事は、総会において選任する。
3. 理事は、互選により理事長、副理事長及び常務理事を定める。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 12 条 理事長は本協会を代表し、会務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 常務理事は、常務を処理する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行なう。

(任 期)

第 13 条 役員任期は、2年とする。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解 任)

第 14 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

## 第4章 顧問及び相談役

(委 嘱)

第 15 条 理事長は理事会の推薦によって、本協会の業務に関する事項について学識経験を有する者に顧問を、亦、相当期間の正会員であり本協会の業務に特に精通している者に相談役を委嘱することができる。

(職 務)

第 16 条 顧問は、本協会の業務に関する重要な事項について理事長に建議し、又は理事長の諮問に応じ理事長に助言する。

2. 相談役は、本協会の業務に関する重要な事項について理事長の相談に応ずる。

(任 期)

第 17 条 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

## 第5章 会 議

(種 別)

第 18 条 本協会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 20 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画の決定
- (2)事業報告の承認
- (3)その他本協会の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会の議決した事項の執行に関すること
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 21 条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

3. 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

(招 集)

第 22 条 会議は、理事長が招集する。

2. 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

2. 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第 24 条 会議は、総会において正会員の2分の1以上、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができるほか、他の構成員若しくは、あらかじめ自己の代理人として理事長に届け出た者を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の連用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
- (2)正会員又は理事の現在数
- (3)会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4)議決事項
- (5)議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6)議事録著名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)会費(入会金を含む)
- (2)寄付金品
- (3)事業に伴う収入
- (4)資産から生ずる収入
- (5)その他の収入

(基本金)

第 29 条 基本金は本協会の主体となる財産であり、原則として処分あるいは担保の用に供してはならない。

2. やむを得ず基本金を取り崩す時は、総会の議決を経、大阪府知事の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第 30 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 31 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 32 条 本協会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、

年度終了後2ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 33 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、通常総会の日まで前年度の予算を執行する。

2. 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第 34 条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終る。

## 第7章 委員会

(設置)

第 35 条 本協会に、理事会の定めるところにより、必要に応じ委員会を置くことができる。

## 第8章 事務局

(事務局)

第 36 条 本協会に事務局を置き、理事長のもとに、本協会の事務を行なわせる。

2. 事務局の組織運営は、理事会の定めるところによる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 本定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を経、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 38 条 本協会は、民法第 68 条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3. 解散後の残余財産は、総会の議決を経、大阪府知事の許可を得て本協会と類似の目的をもつ公益法人に寄付するものとする。

## 第10章 雑 則

(委 任)

第 39 条 本定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

本定款の変更は、大阪府知事の認可を経た日から施行する。